

人権に関する意識調査

－平成17年度意識調査報告書－

平成18年11月

長崎市

目 次

I 調査の概要

1 はじめに	1
2 調査の目的	1
3 調査項目の設定	1
4 調査対象と調査方法	1
5 調査対象者の抽出と調査の実施	1
6 回収の結果と回答者の性・年齢・職業別構成	2
7 報告書を読む上での留意点	3

II 調査結果の分析

1 人権全般について	
1) 「人権」についての関心度	4
2) 関心のある人権問題	4
3) 人権侵害の推移	5
4) 人権侵害の経験	5
5) 人権侵害の内容	6
6) 人権侵害を受けた場合の対応	6
7) 人権に関する法律の認知状況	7
2 女性の人権について	
1) 女性に関する人権上の問題点	8
2) 女性に関する問題を解決するための対策	8
3 子どもの人権について	
1) 子どもに関する人権上の問題点	9
2) 子どもに関する問題を解決するための対策	10
4 高齢者の人権について	
1) 高齢者に関する人権上の問題点	10
2) 高齢者に関する問題を解決するための対策	11
5 障害者の人権について	
1) 障害者に関する意識人権上の問題点	12
2) 障害者に関する問題を解決するための対策	12
6 外国人の人権について	
1) 外国人に関する人権上の問題点	13
2) 外国人に関する問題を解決するための対策	14
7 H I V感染者等の人権について	
1) H I V感染者等に関する人権上の問題点	14
2) H I V感染者等に関する問題を解決するための対策	15
8 ハンセン病患者等の人権について	
1) ハンセン病患者等に関する人権上の問題点	15

2) ハンセン病患者等に関する問題を解決するための対策	16
9 犯罪被害者の人権について	
1) 犯罪被害者に関する人権上の問題点	16
2) 犯罪被害者に関する問題を解決するための対策	17
10 インターネットによる人権侵害について	
1) インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点	18
2) インターネットによる人権侵害を解決するための対策	18
11 同和問題について	
1) 同和問題を認知した方法	19
2) 同和問題を認知した時期	20
3) 差別意識の有無	20
4) 解決への展望	21
5) 同和問題に関する人権上の問題点	21
6) 隣近所との交際	22
7) 結婚に対する態度	22
8) 同和問題の解決に必要なこと	23
12 人権教育・啓発の取り組み	
1) 啓発活動への接触度	23
2) 人権が尊重される社会を実現するための方策	24
3) 効果的な啓発広報活動	25
13 国や県、市町村に対する意見や要望	25
III 集計結果	28

平成18年11月発行

人権に関する意識調査
－平成17年度意識調査報告書－
長崎市市民生活部人権啓発室
長崎市桜町2番22号

I 調査の概要

1 はじめに

この報告書は、長崎県が平成17年に実施した「人権に関する県民意識調査」の中で、長崎市民に関する調査結果の部分を抜き出して分析し、取りまとめたものである。

2 調査の目的

長崎県は、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権行政を推進していく上での基礎資料を得ることを目的として、意識調査を実施した。

- (1) 人権に関する県民の意識状況を把握し、同和問題の解決に向けた各種啓発活動や行動計画に基づく人権教育等の各種施策が、どのような効果・影響をもたらしているか、平成5・13年度の調査結果との比較検討を含めて効果測定等の判断のための基礎資料とする。
- (2) 人権に関する県民の意識状況の現状や問題点等の把握を行い、今後の講すべき人権教育・啓発活動を効果的に推進していくための新たな方策を検討するための基礎資料とする。
- (3) 「意識調査」の実施を通じて、人権に関する県民世論の喚起を図り、人権問題に対する関心を深めることと併せて人権に関する県民意識の向上をめざす。

3 調査項目の設定

長崎県は、平成5年に「人権と同和問題についての意識調査」を、平成13年には「人権に関する県民意識調査」を実施し、県民の人権に関する全体的な意識の状況を把握することができた。しかし、前回の平成13年以降、ハンセン病患者等や犯罪被害者の人権、インターネットによる人権侵害などへの社会の関心が高まるとともに、「犯罪被害者等基本法」や「個人情報保護法」など新たな人権関係法の成立や改正が行われた。また、平成11年から進めてきた「人権教育のための国連10年」長崎県行動計画が平成16年度に終了したことを受け、これを引き継ぐ新たな基本計画の策定が必要となったことなどを踏まえ、今回の意識調査を実施することとした。

今回の調査は、前々回及び前回との比較を行い、変化をある程度見ることができるように考慮したが、上記のような点から、かなりの調査項目を入れ替えている。また、前回以降に発表された他県の調査や平成15年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」も参考にして、次のように調査項目を設定した。

- (1) 人権全般について（問1～問6）
- (2) 主な人権課題に関する意識（問7～問24）
女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等、ハンセン病患者等、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害
- (3) 同和問題に関する意識（問25～問31）
- (4) 人権教育・啓発の取り組み（問32～問35）
- (5) 属性（問A～問D）

4 調査対象と調査方法

「選挙人名簿」に登録されている長崎県の全有権者を調査の対象とし、この中からランダムに抽出した標本対象者に対して調査票を郵送し、これに対象者が記入して返送する方法を用いた。

5 調査対象者の抽出と調査の実施

前二回の調査では標本サイズが五千の規模であったが、今回は標本サイズ三千の規模で実施することとなり、県南・県央・県北・島原・離島の五つの行政区域から最低五百程度の標本が得られるように層別標本抽出を実施し、県全体で2,991名、県南（長崎市、西海市および西彼杵郡）

では912名が標本として抽出された。

この結果、長崎市からは726名が選ばれることとなった。

調査基準日は平成17年10月1日とし、11月8日までに回収できたものについて集計作業に入った。

なお、調査の企画や郵送・回収の業務は長崎県県民生活環境部（現在は、県民生活部）人権・同和対策課が行い、調査票の設計及び入力・集計作業、調査結果の分析は特定非営利活動法人長崎人権研究所に委託して行った。

6 回収の結果と回答者の性・年齢・職業別構成

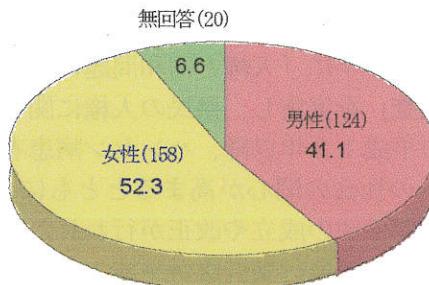
2,991名分の調査票のうち、1,621名分の調査票が未回収となつたが、回収できた1,370名分の調査票の中には、死亡・転居などの理由で返送されてきた33件の調査票や、高齢・病気などのための記入困難の理由や回答拒否で返送されてきた14件の調査票も含まれていた。前者は、抽出母体となった「選挙人名簿」の作成（公示日は6月2日）から調査基準日までに数ヶ月経過していた事情によるものである。

これら47件の調査票を無効とし、さらに行政区域が不明の54件を除き、残り1,269票の中から長崎市民の分302票を選び出して分析の対象とした。

回答者302名の性・年齢・職業構成は次の通りである。

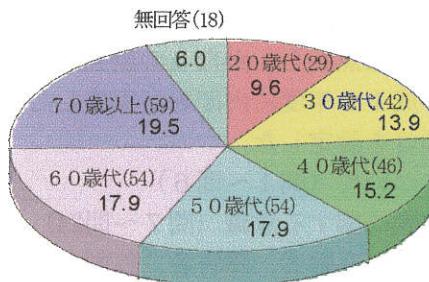
問A あなたの性別は

1. 男性
2. 女性



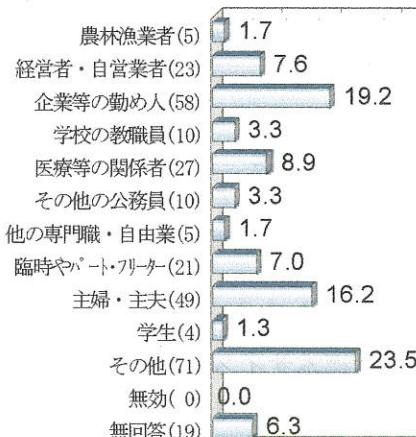
問B あなたの年齢は（平成17年10月1日現在の満年齢）

1. 20～29歳
2. 30～39歳
3. 40～49歳
4. 50～59歳
5. 60～69歳
6. 70歳以上



問C あなたのご職業は

1. 農林漁業者
2. 経営者・自営業者
3. 企業等の勤め人
4. 学校の教職員
5. 医療等の関係者
6. その他の公務員
7. 他の専門職・自由業
8. 臨時やパート・フリーター
9. 主婦(夫)
10. 学生
11. その他



性比は県全体と大差なく、女性は221名で、男性の163名に対して1.36倍（県全体は1.27倍）であった。

年齢構成は、県全体では50代と60代が最も高くて2割を超え、50歳未満との差が顕著であるのに対して、長崎市では70歳以上が最も高くて2割に近く、以下年齢が下がるにつれて割合も下がってはいるが、50歳未満は38.7%で県全体の32.5%より高い。

職業構成では県全体と大きな違いはなく、農林漁業者が1.7%で県全体の7.0%より低いのが目につまる程度である。

7 報告書を読む上での留意点

注1) 調査結果の分析にあたっては、全体的な傾向と県全体との比較に重点をおいて行った。

注2) 調査結果の解説においては、回答項目名をその内容に沿ってできるだけ簡略化して表記した。図中の「見出し」においても同様である。

注3) 図中の数値(%)は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示した。したがって、内訳の合計が100.0%にならないことがある。

また、二つ以上の選択肢を合計して比率で説明する場合、実数により割り戻したため、選択肢ごとの比率の合計と一致しないことがある。

注4) 質問項目に「✓は1つ」とか、「✓は3つまで」というように、回答における✓の数が規定されている場合に、誤って規定数を超えて✓を付した回答は「無効」として処理した。

注5) 一つの質間に二つ以上の回答を求めた質問では、比率の合計が100%を超える。

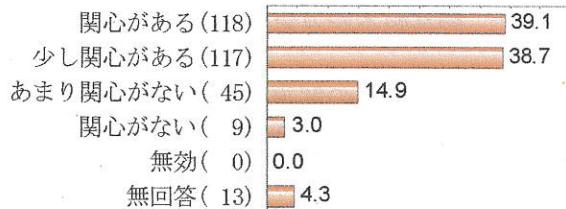
1 人権全般について

1) 「人権」についての関心度

問1 あなたは「人権」ということについて、関心がありますか。あなたのお考えにいちばん近いものを選んでください。(✓は1つ)

1. 関心がある
2. 少し関心がある
3. あまり関心がない
4. 関心がない

人権についての関心度は、「関心がある」が「少し関心がある」よりやや高く、前回（それぞれ35.6%、42.7%）に比べると順位が逆転している。また、両者の合計は77.8%で、人権に関心がある人の割合が前回（78.4%）よりやや低くなっている。



県全体では、「関心がある」が40.7%、「少し関心がある」が38.5%で、両者の合計が79.3%となり、人権に関心のある人の割合が前回（77.2%）より2ポイント高くなっている。

2) 関心のある人権問題

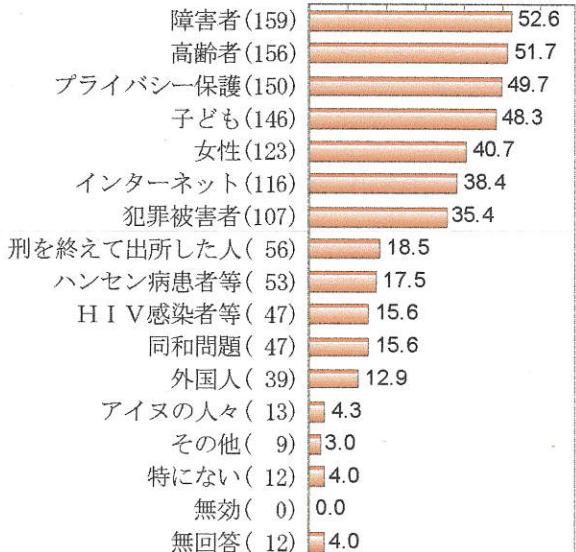
問2 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心のあるもの、重要なものはどれですか。(✓はいくつでも)

1. 女性に関する問題
2. 子どもに関する問題
3. 高齢者に関する問題
4. 障害者に関する問題
5. 同和問題
6. 外国人に関する問題
7. H I V感染者等に関する問題
8. ハンセン病患者・元患者等に関する問題
9. 犯罪被害者に関する問題
10. アイヌの人々に関する問題
11. 刑を終えて出所した人に関する問題
12. プライバシー保護に関する問題
13. インターネットによる人権侵害
14. その他
15. 特にない

13項目の人権問題の中で、関心が最も高かったのは「障害者」、「高齢者」、「プライバシーの保護」、「子ども」の4項目で、凡そ50%程度が関心があると答えている。これに「女性」、「インターネット」、「犯罪被害者」の順で続いているが、「同和問題」についてはわずか15.6%であった。

県全体では、本市と同様、「障害者」と答えた人の割合が52.5%で最も高いが、2番目に高いのは、「子ども」の50.8%で、次いで「高齢者」の50.3%、「プライバシー保護」の44.2%の順となっている。

また、「子ども」と「H I V感染者等」については、本市の方が県全体よりやや低いが、他の項目では高く、特に「犯罪被害者」、「プライバシー保護」及び「インターネット」で



は5～6ポイント高くなっている。

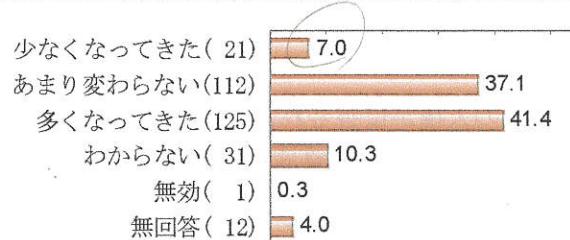
3) 人権侵害の推移

問3 新聞やテレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがあります、あなたは、この5～6年の間に、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思いますか、あまり変わらないと思いますか、それとも次第に多くなってきたと思いますか。(✓は1つ)

1. 少くなってきた
2. あまり変わらない
3. 多くなってきた
4. わからない

人権侵害の推移では、「多くなってきた」と答えた人の割合が最も高く、「あまり変わらない」はそれより4ポイント低く、「少くなってきた」はわずか7.0%であった。

県全体でも「多くなってきた」が40.9%と最も高いが、「あまり変わらない」は33.9%、「少くなってきた」は9.1%であり、本市の方が「あまり変わらない」が3ポイント高く、「少くなってきた」が2ポイント低くなっている。



4) 人権侵害の経験

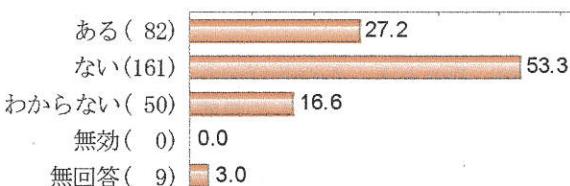
問4 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(✓は1つ)

1. ある
2. ない
3. わからない

人権侵害の経験では、約3割の人が「ある」と答えている。

前々回では「ある」が25.9%、「ない」が71.4%であった。今回の調査では、回答項目に「わからない」を入れたため、「ない」が18ポイント減っており、その減少分が「わからない」となっている。

また、県全体では、「ある」が28.8%、「ない」が49.3%、「わからない」が18.2%となっており、本市の方が「ない」が4ポイント高く、「ある」と「わからない」がやや低くなっている。



5) 人権侵害の内容

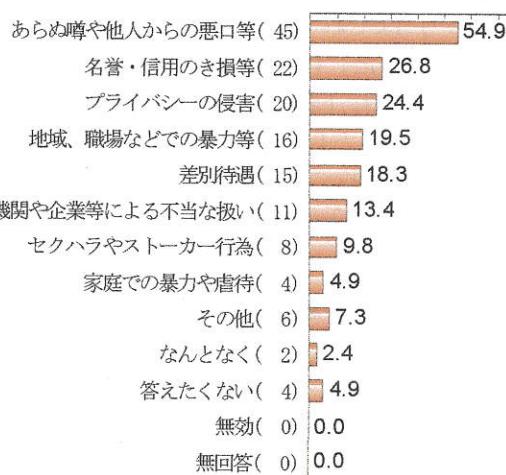
問5【問4で「1. ある」を選んだ人のみ、次の(1)と(2)にお答えください。】

(1) それは、どのような場合ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(✓はいくつでも)

1. あらぬ噂や他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損、侮辱
3. 公的機関や企業・団体による不当な扱い
4. 地域、職場などでの暴力、脅迫、無理強い、仲間はずれ
5. 家庭での暴力や虐待
6. 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害などによる不利な扱い）
7. プライバシーの侵害
8. セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為
9. その他
10. なんとなく
11. 答えたくない

自分の人権が侵害されたことがある人82名にその内容について質問した結果、「あらぬ噂や他人からの悪口等」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「名誉・信用のき損等」、「プライバシーの侵害」、「地域、職場などでの暴力等」の順になっている。

県全体と比較すると、「公的機関や企業等による不当な扱い」で県全体の14.7%より本市の方がやや低いが、他の項目では本市の方がやや高くなっている。中でも、「差別待遇」では県全体の14.4%より4ポイント高い。



6) 人権侵害を受けた場合の対応

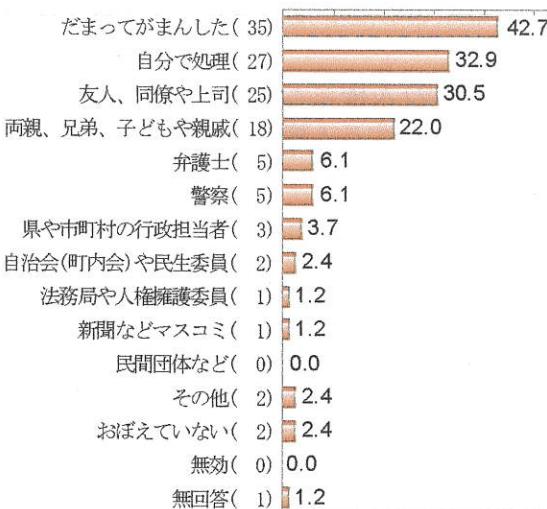
問5(2) そのとき、あなたはどうされましたか。(✓はいくつでも)

1. 両親、兄弟、子どもや親戚に相談した
2. 友人、同僚や上司に相談した
3. 自治会（町内会）や民生委員に相談した
4. 法務局や人権擁護委員に相談した
5. 県や市町村の行政担当者に相談した
6. 弁護士に相談した
7. 警察に訴えた
8. 民間団体などに相談した
9. 新聞などマスコミに相談した
10. 自分で処理（解決）した
11. だまってがまんした（とくになにもしなかった）
12. その他
13. おぼえていない

人権が侵害された場合の対応としては、「だまってがまんした」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「自分で処理」、「友人、同僚や上司」、「両親、兄弟、子どもや親戚」の順となっているが、公的機関である「法務局や人権擁護委員」や「県や市町村の行政担当者」、「警察」などは

極めて低い。

県全体も本市と同様の傾向を示しているが、「だまってがまんした」が県全体では50.1%であるのに対し、本市の方が7ポイント低くなっている。



7) 人権に関する法律の認知状況

問6 あなたは、次にあげる女性や子ども、高齢者などの人権に関する法律について、どの程度ご存じですか。次の(1)から(14)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 「男女雇用機会均等法」 | (8) 「高齢社会対策基本法」 |
| (2) 「男女共同参画社会基本法」 | (9) 「交通バリアフリー法」 |
| (3) 「DV防止法」 | (10) 「障害者雇用促進法」 |
| (4) 「ストーカー規制法」 | (11) 「障害者基本法」 |
| (5) 「児童買春禁止法」 | (12) 「犯罪被害者等基本法」 |
| (6) 「児童虐待防止法」 | (13) 「人権教育・啓発推進法」 |
| (7) 「ハートビル法」 | (14) 「個人情報保護法」 |

1. どんな内容か知っている
2. 内容は知らないが名称は聞いたことがある
3. 知らない

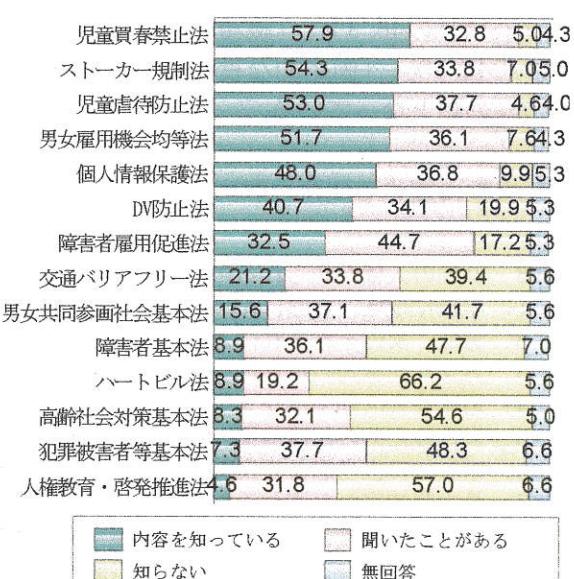
人権に関する14法律の中で、「内容を知っている」と答えた人の割合が高いのは、子どもと女性の問題に関わりの深い4法律の「児童買春禁止法」、「ストーカー規制法」、「児童虐待防止法」、「男女雇用機会均等法」で、5割を超えている。

逆に、「ハートビル法」、「人権教育・啓発推進法」、「高齢社会対策基本法」では、「知らない」が5割を超えている。

県全体でも「児童買春禁止法」が58.5%で最も高く、次いで「児童虐待防止法」の54.1%、「ストーカー規制法」の52.1%、「男女雇用機会均等法」の49.7%の順となっており、若干の違いが見られる。

「知らない」を比較すると、本市の方が、「男女雇用機会均等法」と「DV防止法」で

県全体（それぞれ11.6%、23.5%）より4ポイント低く、逆に、「高齢社会対策基本法」と「障害者基本法」で県全体（それぞれ48.5%、41.1%）より6ポイント、「人権教育・啓発推進法」



■ 内容を知っている ■ 聞いたことがある
■ 知らない ■ 無回答

で県全体（53.3%）より4ポイント高くなっている。他の項目では、差が見られない。

2 女性の人権について

1) 女性に関する人権上の問題点

問7 女性についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は3つまで）

1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を押しつけること
2. 家庭において、夫が妻に暴力（酒に酔ってなぐるなど）をふるうこと
3. 職場において、採用時あるいは昇進・昇格時などで男女の待遇に差をつけること
4. 職場において、男性が女性に対して性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）をすること
5. 政策や方針を決定する過程に女性が十分参画できないこと
6. 女性のヌード写真などを雑誌に掲載すること
7. 女性の身体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく広告などに使用すること
8. その他（具体的に）：
9. 特にない
10. わからない

女性についてのことがらで、人権上問題があると思われることとしては、「家庭における夫の暴力」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「職場における差別待遇」、「職場におけるセクハラ」、「固定的な役割分担意識」の順となっている。

前回においても、「家庭における夫の暴力」と「職場におけるセクハラ」がそれぞれ58.5%、53.7%と高かった。

県全体では、「家庭における夫の暴力」が55.2%で最も高く、次いで、「職場におけるセクハラ」の46.3%、「職場における差別待遇」の43.1%、「固定的な役割分担意識」の36.7%の順となっている。



2) 女性に関する問題を解決するための対策

問8 女性の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（✓は3つまで）

1. 学校や地域、家庭における男女平等教育を充実する
2. 男性、女性それぞれに対する意識啓発を充実する
3. 男女共同参画の推進についての啓発活動を充実する
4. 地域社会活動やボランティア活動への男女共同参画を促進する
5. 女性のための相談機関、相談機能を充実する
6. 市町村の担当窓口や民間団体との連携を強化する
7. 暴力等被害から逃れるための「緊急避難所、シェルター」などを整備する
8. 女性の就業機会の確保、女性の職業能力開発の機会を充実する
9. 県や市町村の審議会等への女性の登用を促進する
10. 子育て支援、介護の充実、就業環境の整備などの仕事と家庭生活の両立を支援する
11. その他（具体的に）：
12. 特にない
13. わからない

女性の人権が守られるために必要なこととしては、「仕事と家庭生活の両立支援」と答えた人の割合が最も高く、次いで、「学校等における男女平等教育」、「両性に対する意識啓発」の順となっている。

回答結果は、県全体とほぼ同様の傾向を示しており、差も小さいが、本市の方が「緊急避難所等の整備」で県全体（17.8%）より4ポイント、「相談機関や相談機能の充実」で県全体（26.4%）より3ポイント高くなっている。



3 子どもの人権について

1) 子どもに関する人権上の問題点

問9 子どもについてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

1. 学校の成績だけで子どもの全人格を判断すること
2. 親をはじめ大人が子どもに暴力や虐待（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否）を行うこと
3. いじめ（「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど）を行うこと
4. いじめを見て見ぬふりをすること
5. 親をはじめ大人が学校や就職先の選択などで一方的な考えを押しつけること
6. 暴力や性など子どもに有害な情報が氾濫していること
7. その他（具体的に：）
8. 特になく
9. わからない

子どもについてのことがらで、人権上問題があると思われることとしては、「子ども同士のいじめ」と「子どもに対する暴力や虐待」の二つが半数を超える、次いで「成績だけで全人格を判断」となっている。

今回新たに「いじめを見て見ぬふりをする」を回答項目に加えたが、34.4%と高い関心が見られた。なお、両者とも回答した人は53名（17.5%）であった。

県全体でも、「子どもに対する暴力や虐待」と「子ども同士のいじめ」がそれぞれ

55.0%、53.2%でともに5割を超え、次に、「成績だけで全人格を判断」の49.9%となっている。

県全体と比較すると、本市の方が、「いじめを見て見ぬふりをする」で県全体（40.4%）より6ポイント低く、「子ども同士のいじめ」と「大人の一方的な考え方の押しつけ」で県全体（それぞれ53.2%、19.2%）より、3～4ポイント高くなっている。



2) 子どもに関する問題を解決するための対策

- 問10 子どもの人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)
1. 成績だけを重んじる教育のあり方を改め、子ども一人ひとりの個性を大切にした教育を行う
 2. 子どもが人権意識を身につけるための教育を充実する
 3. 体罰禁止を徹底させる
 4. 教師の資質・能力を向上する
 5. スクールカウンセラー（相談員）の配置等、学校における相談体制を充実する
 6. 子どもの人権を守るために啓発・広報活動を推進する
 7. 子どものための人権相談所や電話相談所を充実する
 8. 子どもが被害者になる犯罪の取り締まりの強化や有害環境を浄化する
 9. 地域の人々が進んで子どもに声かけや指導を行う
 10. その他（具体的に：）
 11. 特にない
 12. わからない

子どもの人権が守られるために必要なこととしては、「個性を大切にした教育」、「教師の資質・能力の向上」が5割を超え、次いで「地域の人々による声かけや指導」、「犯罪取り締まりの強化等」及び「人権意識を身につける教育」が30%台で続いている。

県全体と比較すると、「教師の資質・能力の向上」で県全体(47.7%)より4ポイント高いが、逆に「地域の人々による声かけや指導」と「個性を大切にした教育」で県全体(それぞれ39.2%、57.7%)よりも3ポイント低くなっている。



4 高齢者の人権について

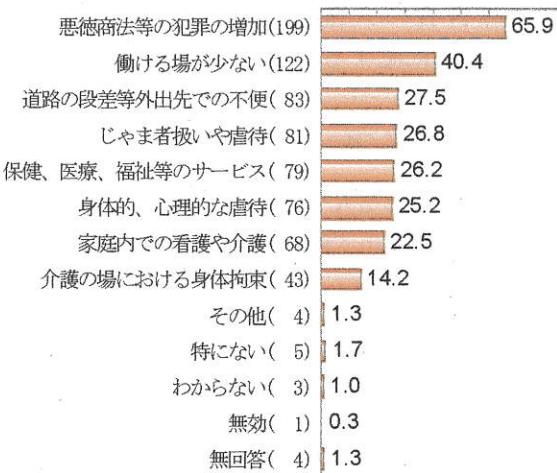
1) 高齢者に関する人権上の問題点

- 問11 高齢者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)
1. 働きたくても働ける場が少ないと
 2. 高齢者がじやま者扱いされたり、意見や行動が尊重されないと
 3. 高齢者が身体的、心理的な虐待を受けること
 4. 高齢者に対する家庭内での看護や介護が十分でないこと
 5. 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと
 6. 介護の現場において、高齢者をベッドなどに縛り付ける身体拘束を行うこと
 7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便が多いこと
 8. 悪徳商法や財産侵害など、高齢者が被害者となる犯罪が増加していること
 9. その他（具体的に：）
 10. 特にない
 11. わからない

高齢者についてのことがらで、人権上問題があると思われることとしては、「悪徳商法等の犯罪の増加」が特に高く、「働ける場が少ない」がこれに続く。他は差がない。

前回とは回答項目がやや異なるが、「悪徳商法等の犯罪の増加」で前回の48.3%より18ポイントも高く、逆に「保健、医療、福祉等のサービス」で前回の38.7%より13ポイント低くなっている。

県全体でも同様の傾向を示しているが、「悪徳商法等の犯罪の増加」、「道路の段差等外出先での不便」で県全体（それぞれ60.8%、20.8%）より5～7ポイント高くなっている。



2) 高齢者に関する問題を解決するための対策

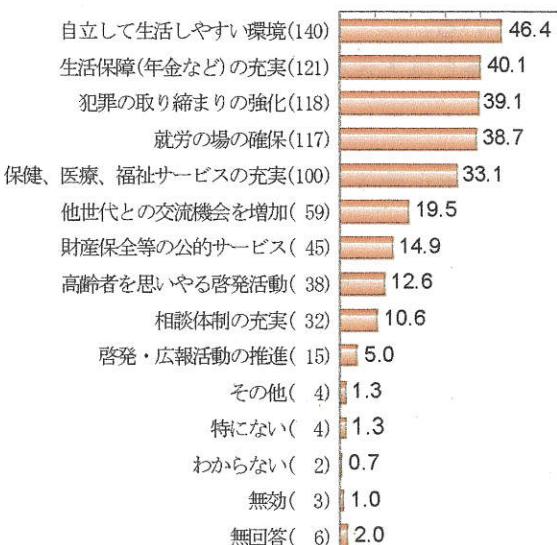
問12 高齢者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

1. 高齢者が自立して生活しやすい環境にする
2. 働く意欲のある高齢者の就労の場を確保する
3. 高齢者と他の世代との交流の機会を増やす
4. 高齢者のための保健、医療、福祉サービスを充実する
5. 高齢者の生活保障（年金など）を充実する
6. 高齢者のための相談体制を充実する
7. 高齢者を思いやるために啓発活動を行う
8. 高齢者の人権を守るために啓発・広報活動を推進する
9. 高齢者の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する
10. 高齢者が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する
11. その他（具体的に：）
12. 特にない
13. わからない

高齢者の人権が守られるために必要なこととしては、「自立して生活しやすい環境」が最も高く、次いで「生活保障（年金など）の充実」、「犯罪の取り締まりの強化」、「就労の場の確保」の三項目が同程度で続いている。

前回と比較すると順位も変わり、「就労の場の確保」は前回の46.1%より8ポイント低く、「犯罪の取り締まりの強化」は前回の25.7%）より13ポイント高くなっている。

県全体では、「生活保障（年金など）の充実」が43.2%で最も高く、「自立して生活しやすい環境」の41.8%、「就労の場の確保」の40.0%、「犯罪の取り締まりの強化」の37.3%と続いており、若干の相違が見られる。



5 障害者の人権について

1) 障害者に関する人権上の問題点

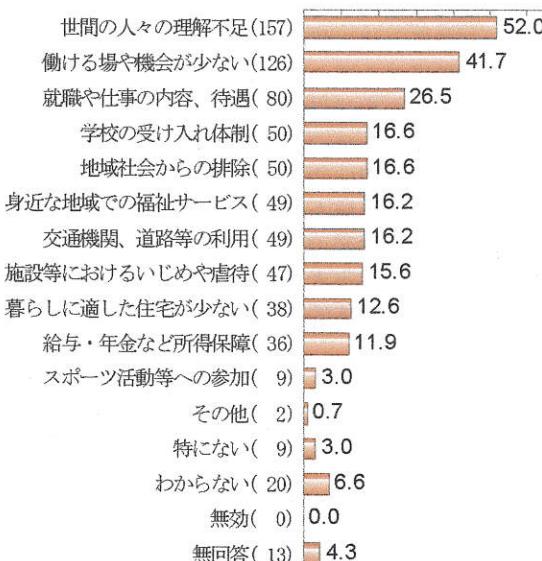
問13 障害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(✓は3つまで)

1. 障害のある人や障害そのものについて世間の人びとの理解が不足していること
2. 働ける場所や機会が少ないとこと
3. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けることがあること
4. 給与や年金など所得保障が十分でないこと
5. 学校の受け入れ体制が十分でないこと
6. 交通機関、道路、店舗、公園などの利用が不便なこと
7. 障害のある人の暮らしに適した住宅が少ないこと
8. スポーツ活動や文化活動への参加が気楽にできないこと
9. 地域社会から排除されることが多いこと
10. 一般社会や施設内においていじめや虐待にあうことがあること
11. 身近な地域での福祉サービスが十分でないこと
12. その他（具体的に：）
13. 特にない
14. わからない

障害者についてのことがらで、人権上問題があると思われることでは、「世間の人々の理解不足」が最も高く、「働く場や機会が少ない」、「就職や仕事の内容、待遇」の順になっている。他はいずれも20%に満たない。

前回と比較すると、「交通機関、道路等の利用」が前回（25.2%）より9ポイント低く、逆に「施設等におけるいじめや虐待」と「就職や仕事の内容、待遇」が前回（それぞれ10.4%、21.9%）より4ポイント以上高くなっている。

県全体とは大きな差が見られない。



2) 障害者に関する問題を解決するための対策

問14 障害者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

1. 地域で自立して生活しやすいように福祉の町づくりを進める
2. 障害のある人の就労の場を確保する
3. 障害のある人とないとの交流の機会を増やす
4. 個人のニーズにあった福祉サービスを充実する
5. 障害のある人の財産の保全、管理のための公的サービスを実施する
6. 障害のある人のための相談体制を充実する
7. 保健・福祉機関や医療機関の職員の研修を充実する
8. 障害のある人を支援するボランティアなどを育成する
9. 障害のある人の人権を守るための啓発・広報活動を推進する
10. その他（具体的に：）
11. 特にない
12. わからない

障害者的人権が守られるために必要なこととしては、「福祉の町づくりの推進」と「就労の場の確保」の二つが、前回（それぞれ48.6%、44.0%）と同様に40%を超えており、前者は前回より5ポイント高くなっている。次いで、「福祉サービスの充実」、「交流機会の増加」となっているが、後者は前回の34.6%より12ポイント低くなっている、順位が逆転している。

県全体と比較すると、順位と意識に大きな違いは見られないが、本市の方が「福祉の町づくりの推進」で県全体（50.7%）より3ポイント高く、「交流機会の増加」で県全体（26.6%）より4ポイント低い。

6 外国人の人権について

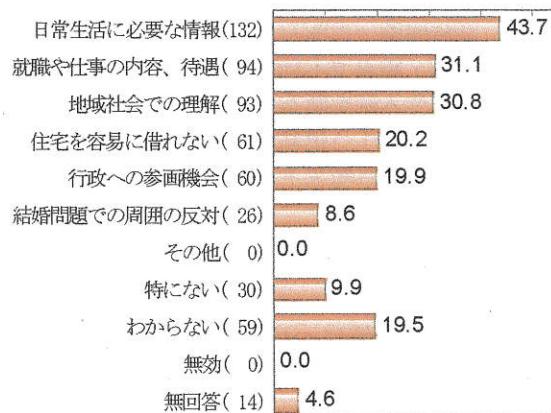
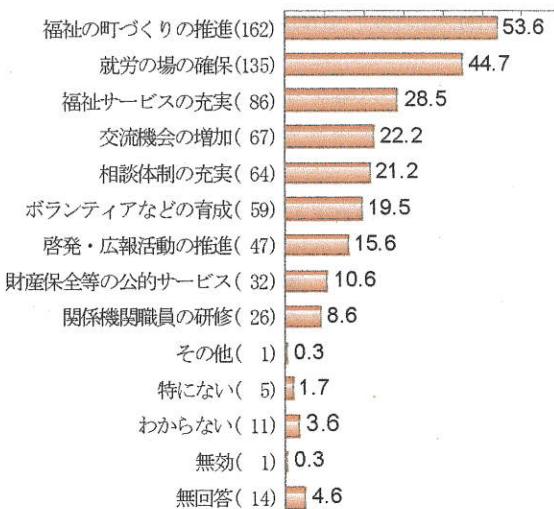
1) 外国人に関する人権上の問題点

問15 日本に居住している外国人についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は3つまで）

1. 交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと
2. 就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること
3. 外国人の行政への参画機会が少ないとこと
4. 言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと
5. 結婚問題で周囲から反対を受けること
6. 住宅を容易に借りることができないこと
7. その他（具体的に：）
8. 特にない
9. わからない

外国人についてのことがらで、人権上問題があると思われることでは、「日常生活に必要な情報」が最も高く、「就職や仕事の内容、待遇」と「地域社会での理解」が30%台で続いている。一方、「わからない」と「特にない」を合わせると29.5%となり、前回の27.2%と同様に30%に近くなっている。また、無回答も4.6%と、他の設問より多い。

県全体では、「日常生活に必要な情報」の42.0%が最も高く、「地域社会での理解」の29.6%、「就職や仕事の内容、待遇」の27.1%、「行政への参画機会」の17.9%と続いており、順位と意識に差が見られる。特に、「住宅を容易に借れない」と「就職や仕事の内容、待遇」では4～5ポイント高く、逆に、「結婚問題での周囲の反対」では3ポイント低い。



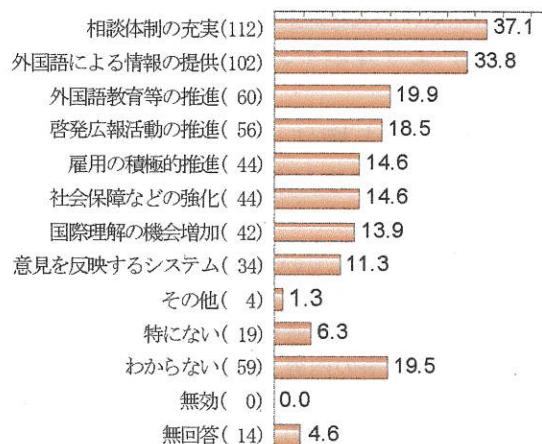
2) 外国人に関する問題を解決するための対策

問16 外国人の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

1. 外国人の雇用を積極的に進める
2. 外国人の社会保障などを強化する
3. 日常生活に必要な情報を外国語により提供する
4. 外国人の意見を行政へ反映するシステムを実現する
5. 外国人のための相談体制（いくつかの言語で対応できる人権相談所や電話相談所など）を充実する
6. シンポジウム、講座や交流イベントの開催など国際理解の機会を増やす
7. 外国人がかかえる問題に対する理解を深めるための啓発広報活動を推進する
8. 外国語教育や国際理解教育を推進する
9. その他（具体的に：）
10. 特にない
11. わからない

外国人の人権が守られるために必要なこととしては、「相談体制の充実」と「外国語による情報の提供」が県全体と同様に30%を超えており、他の6項目は10~20%である。また、前問同様、「わからない」と「特にならない」を合わせると25.8%であり、無回答も4.6%と多い。

県全体と比較すると、本市の方が、「相談体制の充実」で県全体の31.2%より6ポイント、「外国語による情報の提供」で県全体の30.0%より4ポイント高くなっている。



7 HIV感染者等の人権について

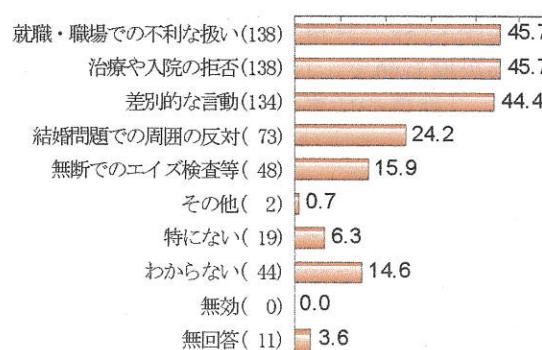
1) HIV感染者等に関する人権上の問題点

問17 HIV感染者等についてのことから、人権上特に問題があると思われるものはどのようなことですか。(✓は3つまで)

1. 結婚問題で周囲が反対すること
2. 就職・職場で不利な扱いをすること
3. 治療や入院を断ること
4. 無断でエイズ検査等をすること
5. 差別的な言動をすること
6. その他（具体的に：）
7. 特にない
8. わからない

HIV感染者等についてのことから、人権上問題があると思われることでは、「就職・職場での不利な扱い」、「治療や入院の拒否」、「差別的な言動」が40%を超えており。一方で、「わからない」と「特にならない」が多く、両者を合わせると20%を超えている。

県全体では、「就職・職場での不利な扱い」の46.0%が最も高く、「差別的な言動」



の43.1%、「治療や入院の拒否」の39.8%と続き、「治療や入院の拒否」で本市の方が6ポイント高く、2位と3位が逆転している。また、「結婚問題での周囲の反対」で県全体の28.6%より本市の方が4ポイント低くなっている。

2) H I V感染者等に関する問題を解決するための対策

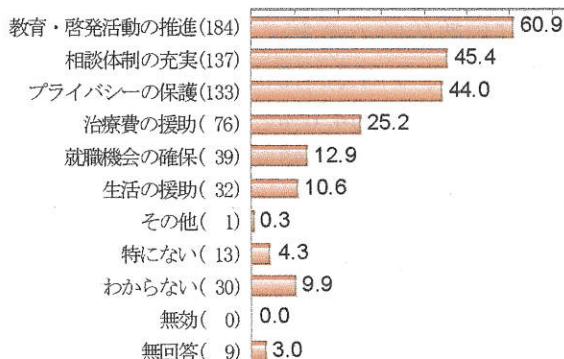
問18 H I V感染者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

1. H I V感染者等のための相談体制を充実する
2. H I Vに関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する
3. H I V感染者等の就職機会を確保する
4. H I V感染者等のプライバシーを保護する
5. H I V感染者等の生活を援助する
6. H I V感染者等の治療費を援助する
7. その他(具体的に:)
8. 特にない
9. わからない

H I V感染者等の人権が守られるために必要なこととしては、「教育・啓発活動の推進」が最も高く、次の「相談体制の充実」、「プライバシーの保護」がいずれも40%を超えていている。

県全体でも「教育・啓発活動の推進」の59.0%が最も高いが、2位と3位が本市とは逆転しており、「プライバシーの保護」の46.0%、「相談体制の充実」の43.5%となっている。

また、「わからない」と「特にない」を合わせると14%を超えていている。



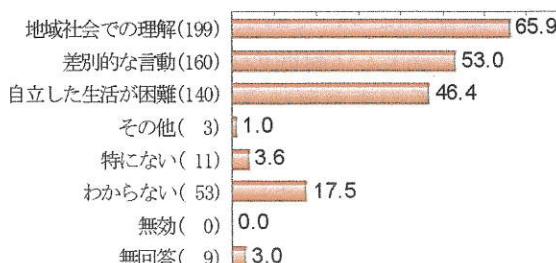
8 ハンセン病患者等の人権について

1) ハンセン病患者等に関する人権上の問題点

問19 ハンセン病患者・元患者等についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるものはどのようなことですか。(✓は3つまで)

1. 地域社会での理解が十分でないこと
2. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと
3. 差別的な言動をすること
4. その他(具体的に:)
5. 特にない
6. わからない

ハンセン病患者等についてのことがらで、人権上問題があると思われることでは、「地域社会での理解」が最も高く、次に「差別的な言動」、「自立した生活が困難」が半数近くを占めている。一方で、「わからない」も17.5%と多い。



県全体とは順位に違いは見られないが、「地域社会での理解」、「差別的な言動」で県全体（それぞれ62.4%、49.6%）より3ポイント程度、本市の方が高くなっている。

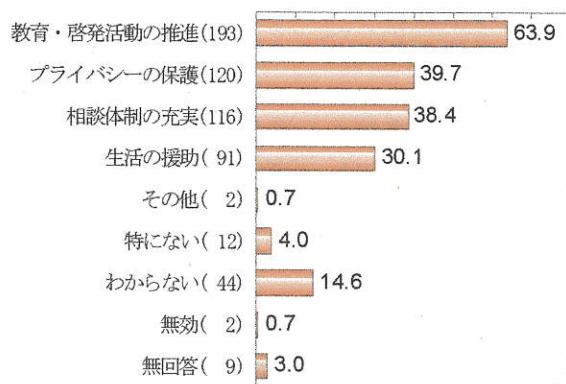
2) ハンセン病患者等に関する問題を解決するための対策

問20 ハンセン病患者・元患者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いまか。（✓は3つまで）

1. ハンセン病患者等のための相談体制を充実する
2. ハンセン病に関する正しい知識などの教育・啓発広報活動を推進する
3. ハンセン病患者等のプライバシーを保護する
4. ハンセン病患者等の生活を援助する
5. その他（具体的に：）
6. 特にない
7. わからない

ハンセン病患者等の人権が守られるために必要なこととしては、「教育・啓発活動の推進」が特に高く、次いで「プライバシーの保護」、「相談体制の充実」、「生活の援助」となっており、いずれも30%を超えており、「わからない」も14.6%と多い。

県全体でも、同様の傾向を示している。



9 犯罪被害者的人権について

1) 犯罪被害者に関する人権上の問題点

問21 犯罪被害者についてのことがらで、人権上特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は3つまで）

1. 医療費の支払いや休職・失職などにより経済的負担を受けること
2. マスコミ関係者からの過度の取材活動や報道によりプライバシーの侵害を受けること
3. 犯罪行為によって精神的なショックを受けること
4. 事件のことに関して、周囲から無責任なうわさ話をされること
5. 犯罪被害者に対して、職場・同僚・学校関係者などの十分な理解が得られないこと
6. 刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
7. 捜査や裁判に関わって、心理的・時間的・金銭的な負担を受けること
8. その他（具体的に：）
9. 特にない
10. わからない

犯罪被害者についてのことがらで、人権上問題があると思われることでは、「過度の取材活動」が特に高く、「周囲の無責任なうわさ話」も40%台と高い。次に、「医療費等の経済的負担」、「被害者の声が反映されない」、「検査等に関わる負担」、「精神的ショック」が20%台であり、「職場等の理解」は10%台である。

「わからない」は少ない。

県全体と比較すると、「医療費等の経済的負担」、「被害者の声が反映されない」で県全体（そ

10 インターネットによる人権侵害について

1) インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点

問23 インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。（✓は3つまで）

1. 他人を誹謗中傷したり差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること
2. わいせつ画像や残酷な画像など、青少年にとって有害な情報を掲載すること
3. 個人情報の不正な取り扱いや、信用情報や顧客データを盗用・横流し・流出（紛失）すること
4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
6. 事件や事故などの関係者のプライベートな情報を公開すること
7. その他（具体的に：）
8. 特にない
9. わからない

インターネットによる人権侵害に関する問題では、「個人情報の不正な取り扱い等」が半数を超える、「人権を侵害する情報を掲載」、「青少年に有害な情報を掲載」、「犯罪を誘発する場」が40%台で並んでいます。「プライベートな情報を公開」も20%を超えていく。

県全体では、「犯罪を誘発する場」が44.3%で2位、「人権を侵害する情報を掲載」が40.1%で4位となっている。



2) インターネットによる人権侵害を解決するための対策

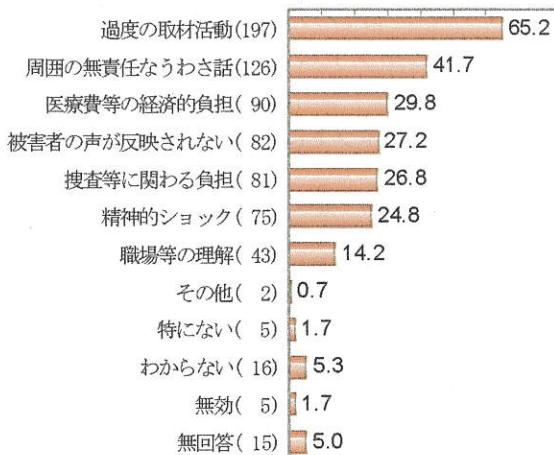
問24 インターネットによる人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（✓は3つまで）

1. 人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する
2. インターネット利用者やプロバイダー等に対する、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発広報活動を推進する
3. 信用情報や顧客データ等の個人情報の管理を強化する
4. プロバイダーに対し、情報の停止・削除を求める法を整備する
5. 違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する
6. 公共設置の掲示板・電子会議室について、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等人権を侵害する情報のチェックと削除を行う
7. 学校において、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させための教育を充実する
8. その他（具体的に：）
9. 特にない
10. わからない

インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことでは、「監視・取り締まりの強化」が最も高く、「個人情報の管理の強化」と「情報の停止等を求める法整備」が40%台で並び、次いで「啓発広報活動の推進」、「相談体制の充実」と続いている。

県全体では、「監視・取り締まりの強化」と「個人情報の管理の強化」がともに44.3%で並ん

れぞれ25.6%、23.5%) より、本市の方が4ポイント高くなっている。



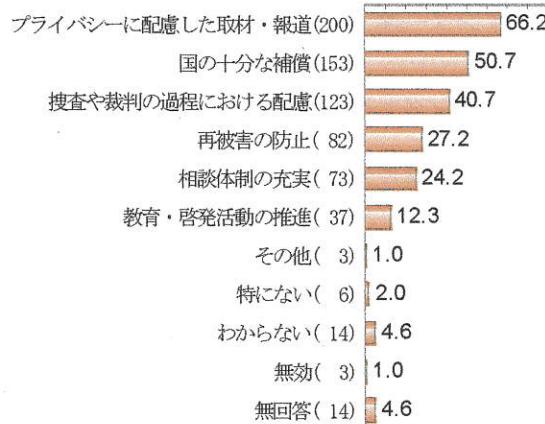
2) 犯罪被害者に関する問題を解決するための対策

問22 犯罪被害者的人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(✓は3つまで)

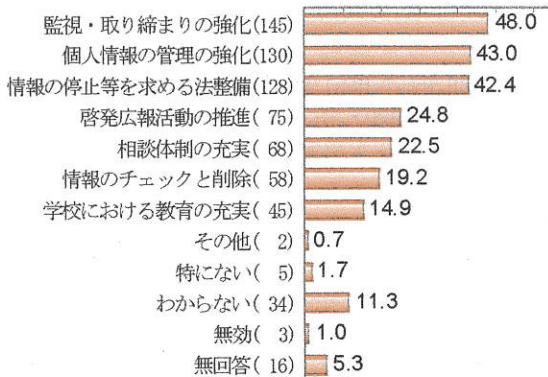
1. 犯罪被害者への国の十分な補償（負傷や後遺症に対する治療及び精神的ケアやカウンセリングを含む）を行う
2. 犯罪被害者のプライバシーに配慮した取材活動や報道を行う
3. 犯罪被害者の再被害などの防止を図る
4. 犯罪被害者のための相談窓口など相談体制を充実する
5. 捜査や裁判の過程における犯罪被害者への配慮（女性被害者に対する事情聴取など）を行う
6. 犯罪被害者的人権を守るために教育・啓発広報活動を推進する
7. その他（具体的に：）
8. 特にない
9. わからない

犯罪被害者的人権が守られるために必要なこととしては、「プライバシーに配慮した取材・報道」が最も高く、次いで「国の十分な補償」、「検査や裁判の過程における配慮」と続き、「再被害の防止」と「相談体制の充実」は20%台であった。今回新たに質問項目に加わった「教育・啓発活動の推進」は12.3%である。

県全体とは順位に違いが見られないが、本市の方が、「検査や裁判の過程における配慮」で県全体（32.7%）より8ポイント、「プライバシーに配慮した取材・報道」で県全体（63.3%）より3ポイント高くなっている。



でいたが、本市では「監視・取り締まりの強化」が「個人情報の管理の強化」より 5 ポイント高くなっている。また、「情報の停止等を求める法整備」は県全体（36.8%）より 6 ポイント高く、「学校における教育の充実」は県全体（18.5%）より 4 ポイント低い。



11 同和問題について

1) 同和問題を認知した方法

問25 あなたが、同和問題について、はじめて知ったきっかけは、何からですか。（✓は1つ）

1. 家族（祖父母、父母、兄弟など）から聞いた
2. 親戚の人から聞いた
3. 近所の人から聞いた
4. 職場の人から聞いた
5. 学校の友達から聞いた
6. 学校の授業でおぼわった
7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
8. 同和問題の集会や研修会で知った
9. 県や市町村の広報紙や冊子などで知った
10. 同和問題を知っているが、きっかけはおぼえていない
11. その他（具体的に：）
12. 同和問題は知らない

同和問題について、はじめて知ったきっかけでは、「知らない」が11.9%で、無効や無回答と合わせても16.9%に過ぎず、残り83.1%が知っていると回答している。この結果は、前々回及び前回の認知率がそれぞれ61.1%、67.4%であるのに比べると、かなり高くなっている。

この違いは、調査の手法によるものと考えられる。前回は、[認知の有無]、[認知した方法（きっかけ）]、[認知した時期] の順で調査したが、今回の設問は、最近の全国や他県の調査の手法を取り入れて設定した。

県全体の認知率78.2%（前々回55.3%、前回62.3%）に比べると、本市の方が 5 ポイント高い。

認知した方法の中では、「学校の授業」、「テレビ等」、「家族」の三つが県全体（それぞれ16.5%、16.2%、12.8%）と同様に10%以上であった。「おぼえていない」は12.6%と県全体（13.7%）よりやや低くなっている。他は県全体と同様に低く、その中では「職場の人」の4.3%が最も高かった。



2) 同和問題を認知した時期

【次の問26から問31までは、上の問25で1から11までを選んだ人のみお答えください。】

問26 同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。(✓は1つ)

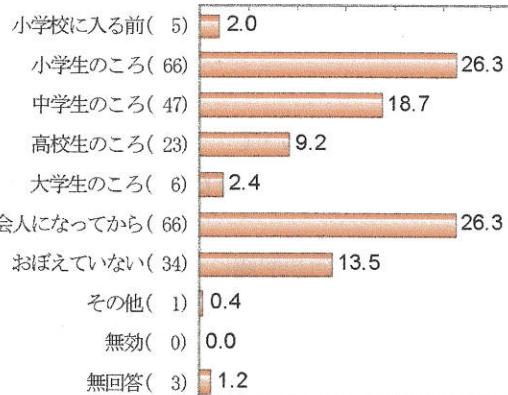
- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 小学校に入る前 | 5. 大学生のころ |
| 2. 小学生のころ | 6. 社会人になってから |
| 3. 中学生のころ | 7. はっきりとおぼえていない |
| 4. 高校生のころ | 8. その他 |

認知した時期については、「小学生のころ」と「社会人になってから」がともに26.3%で最も高く、次いで「中学生のころ」の18.7%の順となっている。

「おぼえていない」が13.5%で、前回の43.8%に比べると大きく下がっているのは、前回は認知した年齢を尋ねたのに対し、今回の方が答え易くなつたためと考えられる。

県全体では、「社会人になってから」が30.7%と最も高く、「小学生のころ」の23.4%、「中学生のころ」の15.9%、「高校生のころ」の7.2%と続いている。「おぼえていない」は16.4%であった。

これと比べると、本市の方が、「小学生のころ」、「中学生のころ」及び「高校生のころ」がやや高く、「社会人になってから」が低くなっている。



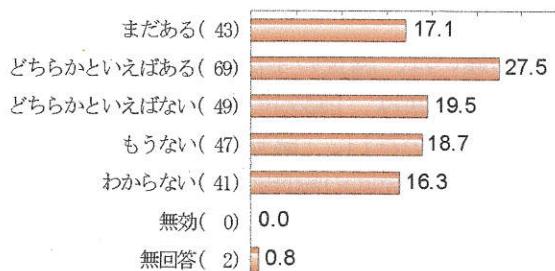
3) 差別意識の有無

問27 あなたは、同和問題に関して、差別意識はまだあると思いますか。(✓は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1. 差別意識はまだあると思う |
| 2. どちらかといえば差別意識はあると思う |
| 3. どちらかといえば差別意識はないと思う |
| 4. 差別意識はもうないと思う |
| 5. わからない |

差別意識の有無については、「どちらかといえばある」が27.5%で最も高く、「まだある」の17.1%と合わせた『ある』は44.6%と半数に近い。逆に、「どちらかといえばない」の19.5%と「もうない」の18.7%を合わせた『ない』は38.2%で、『ある』の方が『ない』より6ポイント高くなっている。

県全体では、『ある』が48.3%、『ない』が34.9%となっており、本市の方が『ある』が4ポイント低く、『ない』が3ポイント高くなっている。



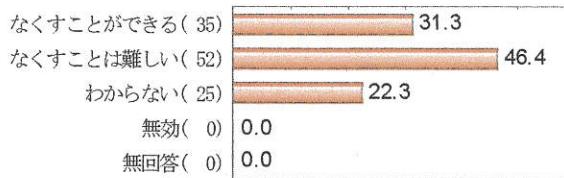
4) 解決への展望

問27-2 【上の問27で、1または2を選んだ人のみお答えください。】

それは近い将来なくすことができると思いますか。(✓は1つ)

- 1.なくすことができる
- 2.なくすことは難しい
- 3.わからない

差別意識を「なくすことができる」と答えた人は31.3%である。「なくすことは難しい」と「わからない」を合わせると68.8%となる。前問と合わせて考えると、回答者の2分の1が差別意識の存在を認め、その3分の2が「なくすことは難しい」または「わからない」と答えており、3人に1人が差別意識の存在を認めているだけでなく、将来についても悲観的に捉えている。



県全体と比較すると、「なくすことができる」と「わからない」で県全体（それぞれ33.5%、23.8%）より2ポイント程度低く、「なくすことは難しい」で県全体（41.7%）より5ポイント高い。

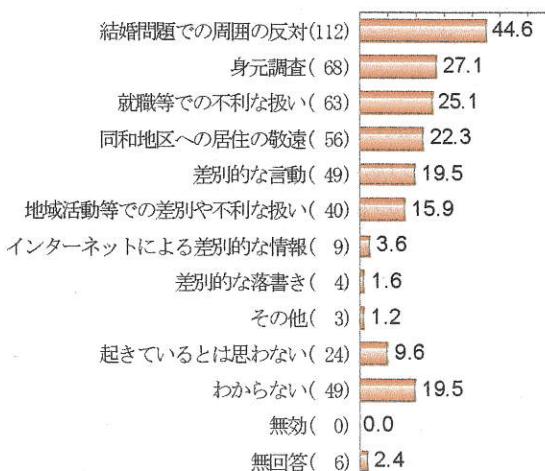
5) 同和問題に関する人権上の問題点

問28 あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(✓は3つまで)

- 1.結婚問題で周囲が反対すること
- 2.就職・職場で不利な扱いをすること
- 3.差別的な言動をすること
- 4.差別的な落書きをすること
- 5.身元調査をすること
- 6.地域の活動やつきあいでの差別・不利な扱い
- 7.同和地区への居住の敬遠
- 8.インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること
- 9.その他（具体的に：）
- 10.特に起きているとは思わない
- 11.わからない

同和問題に関する人権上の問題点については、「結婚問題での周囲の反対」を挙げた人が最も多く、次いで「身元調査」、「就職等での不利な扱い」、「同和地区への居住の敬遠」、「差別的な言動」の順となっている。一方、「起きているとは思わない」が10%、また、「わからない」が20%である。

県全体でも、本市と同様の結果であった。



6) 隣近所との交際

問29 カリに、日頃親しくつきあっている隣近所の人が、なにかのことで、同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

1. これまでと同じように親しくつきあう
2. 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく
3. つきあいは、やめてしまう
4. なんとかして、近所から出ていってもらうようにしむける
5. 自分の方が住居をかわる

隣近所との交際については、「これまでと同じように親しくつきあう」は83.3%で、前々回の91.5%、前回の86.8%を下回り、逆に、「できるだけつきあいはさけていく」は11.2%と、前々回の5.7%及び前回の8.3%より高くなっている。なお、「つきあいは、やめてしまう」、「近所から出ていってもらうようにしむける」と「自分が住居をかわる」がそれぞれ1名となっているが、前回では後の二者は0であった。

県全体では、「これまでと同じように親しくつきあう」が81.3%、「できるだけつきあいはさけていく」が13.1%、「つきあいは、やめてしまう」が1.1%、「近所から出ていってもらうようにしむける」が0.1%、「自分が住居をかわる」が0.7%であった。

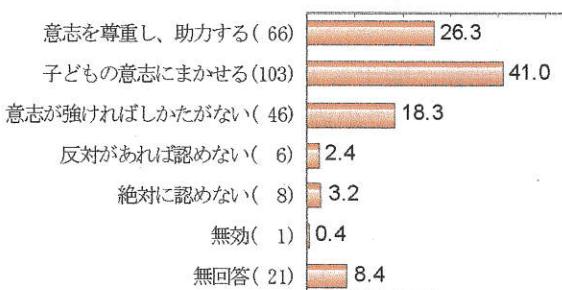
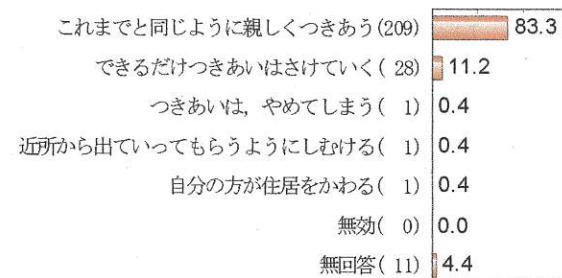
7) 結婚に対する態度

問30 カリに、あなたにお子さんがいるとして、あなたの子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(✓は1つ)

1. 子どもの意志を尊重し、親として助力をする
2. 子どもの意志にまかせる
3. 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない
4. 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない
5. 結婚を絶対に認めない

結婚に対する態度についても、「意志を尊重し、助力する」と「子どもの意志にまかせる」が、前回の27.5%と44.5%に比べて、それぞれ26.3%と41.0%に下がっている。逆に、「意志が強ければしかたがない」が前回の17.7%から18.3%へ、「反対があれば認めない」が前回の1.9%から2.4%、「絶対に認めない」が前回の3.0%から3.2%へと高くなっている。また、無回答も前回の4.9%より高くなっている。

これは、県全体と同様の傾向を示している。



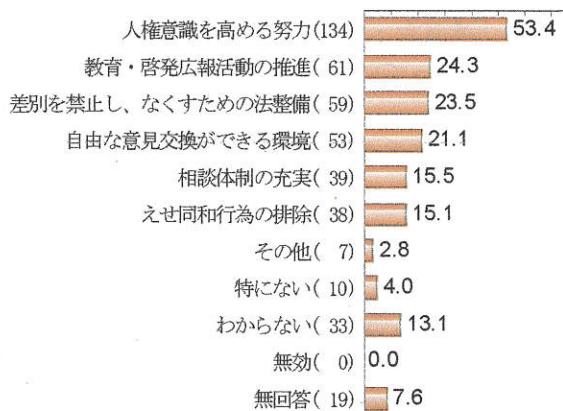
8) 同和問題の解決に必要なこと

問31 あなたは、同和問題の解決に必要なことはどのようなことだと思いますか。(✓は3つまで)

1. 一人ひとりが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
2. 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
3. 同和問題に係る相談体制を充実する
4. 同和問題を解決するための教育・啓発広報活動を推進する
5. 差別を禁止し、なくすための法整備を行う
6. えせ同和行為を排除する
7. その他(具体的に:)
8. 特にない
9. わからない

同和問題の解決に必要なことについては、「人権意識を高める努力」が特に高く、「教育・啓発広報活動の推進」、「差別を禁止し、なくすための法整備」、「自由な意見交換ができる環境」が20%台で続いている。その一方、「特にない」、「わからない」、無回答を合わせると62名(24.7%)となっている。

県全体と比較すると、本市の方が、「教育・啓発広報活動の推進」、「人権意識を高める努力」、「自由な意見交換ができる環境」で県全体(それぞれ32.0%、60.0%、27.4%)より6ポイント以上低く、「差別を禁止し、なくすための法整備」と「えせ同和行為の排除」で県全体(それぞれ20.4%、12.6%)より3ポイント程度高くなっている、「差別を禁止し、なくすための法整備」と「自由な意見交換ができる環境」の順位が逆転している。



12 人権教育・啓発の取り組み

1) 啓発活動への接触度

問32 あなたは、人権問題についての講演会や研修会に参加されたり、新聞や雑誌の人権問題に関連した記事を読まれたりしたことがありますか。次の(1)~(6)のそれぞれについてお答えください。(✓は1つずつ)

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| (1) 講演会・研修会 | (4) 新聞・雑誌・週刊誌 |
| (2) 県や市町村の広報紙 | (5) 書籍 |
| (3) 県や市町村の冊子・パンフレット・掲示物
(ポスター等) | (6) テレビ・ラジオ・映画・ビデオ |
1. 何回となく参加した(読んだり、見たりした)
 2. 1~2回参加した(読んだり、見たりした)
 3. 参加した(読んだり、見たりした)ことはない

302名の回答者の中で、

- (1) 講演会や研修会に参加したことがある人は、44名(14.6%、県全体は17.2%)
- (2) 県や市町村の広報紙を読んだことがある人は、160名(53.0%、県全体は55.0%)
- (3) 県や市町村の冊子等を読んだことがある人は、146名(48.3%、県全体は50.0%)
- (4) 新聞等で読んだことがある人は、176名(58.3%、県全体は57.3%)

(5) 書籍で読んだことがある人は、82名
(27.2%、県全体は25.5%)

(6) テレビ等で見たことがある人は、175名
(57.9%、県全体は57.5%)
となっている。

「講演会・研修会」へ参加したことのある人は2割に充たないが、「書籍」を読んだことのある人は4分の1に達しており、また、「県や市町村の広報紙等」や「新聞」を読んだことのある人、「テレビ等」を見たことがある人は半数を超えていている。

これは、県全体とほぼ同じ傾向を示しているが、「講演会・研修会」、「県や市町村の広報紙等」及び「県や市町村の冊子等」は県全体よりやや低くなっている。

2) 人権が尊重される社会を実現するための方策

問33 人権が尊重される社会を実現するためには、今後、どのようなことに力を入れていけばよいと思いますか。(✓は3つまで)

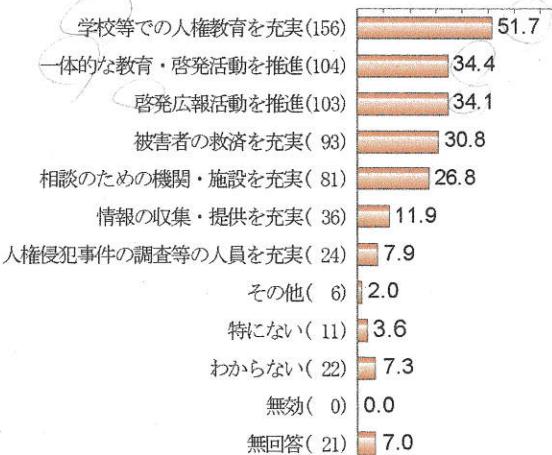
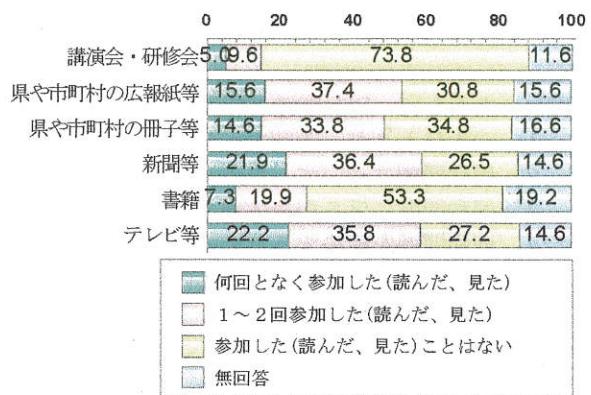
1. 人権尊重思想を広めるための啓発広報活動を推進する
2. 学校や地域、企業などでの人権教育を充実する
3. 人権問題に関する相談のための機関・施設を充実する
4. 人権が侵害された被害者の救済を充実する
5. 人権に関する情報の収集及び提供を充実する
6. 人権侵犯事件の調査・処理や人権相談に関する人員を充実する
7. 国・県・市町村、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する
8. その他(具体的に:)
9. 特にない
10. わからない

人権が尊重される社会を実現するためには、「学校等での人権教育を充実」が半数を超える、「一体的な教育・啓発活動を推進」、

「啓発広報活動を推進」が続いている、人権教育・啓発広報活動の推進が望まれている。

また、「被害者の救済を充実」、「相談のための機関・施設を充実」も20%を超えている。

県全体とは全体の順位は変わらないが、「相談のための機関・施設を充実」、「被害者の救済を充実」で県全体（それぞれ23.6%、28.2%）より3ポイント程度高く、逆に、「一体的な教育・啓発活動を推進」では県全体（39.2%）より5ポイント低くなっている。



3) 効果的な啓発広報活動

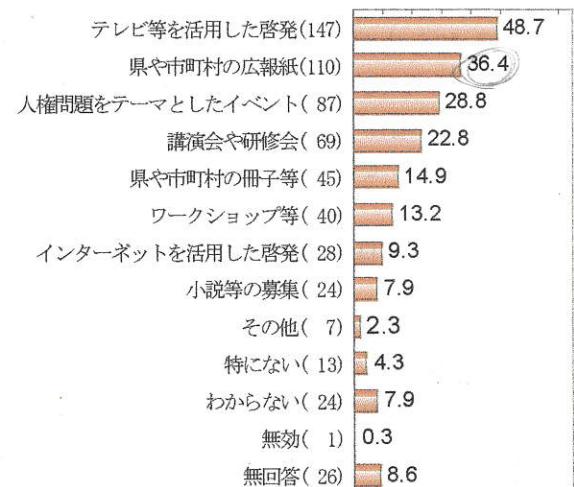
問34 人権意識を高めるためには、どのような啓発広報活動が効果的であると思いますか。(✓は3つまで)

1. 講演会や研修会
2. ワークショップ(参加型学習)やフィールドワーク(現地学習)
3. 人権問題をテーマとしたイベント
4. 人権問題に関する小説、作文、標語などの募集
5. 県や市町村の広報紙
6. 県や市町村の冊子、パンフレット、掲示物(ポスターなど)
7. テレビ・ラジオ・映画・ビデオを活用した啓発
8. インターネット(ホームページ等)を活用した啓発
9. その他(具体的に:)
10. 特にない
11. わからない

人権意識を高めるための効果的な啓発広報活動では、「テレビ等を活用した啓発」が最も高く、次いで、「県や市町村の広報紙」、「人権問題をテーマとしたイベント」、「講演会や研修会」の順となっている。

前回では、「講演会、研修会、イベント等の開催」が28.0%であったのに対し、今回、これを「講演会や研修会」と「人権問題をテーマとしたイベント」の二つに分けたが、「人権問題をテーマとしたイベント」は「講演会や研修会」より効果的であると思われている。

県全体では、「テレビ等を活用した啓発」が47.7%で最も高く、次いで「県や市町村の広報紙」の34.2%となっている。3位は「講演会や研修会」の28.9%で、本市より6ポイント高く、4位は「人権問題をテーマとしたイベント」の28.5%となっている。



13 国や県、市町村に対する意見や要望

問35 女性や子ども、障害者、同和問題など人権問題の解決、人権尊重などについて、国や県、市町村に対して、ご意見やご要望がありましたら、下記の欄に自由にお書きください。

回答者総数302名のうち回答した人は51名(16.9%)であり、前回の26.2%より低いものの、今回も意識調査への関心の高さが数の上で現れている。また寄せられた意見等は、単に行政に対する意見・要望に限らず、人権問題に関わる様々な提言や意見が多く見られた。

ここでは、寄せられた51件の「意見や要望」の中から特徴的なものを選び、掲載する。掲載に際しては、原則として原文のままとし、回答者の性・年齢・職業を付した。

ただし、明らかな誤字は訂正し、現在は余り使用されていない漢字表現などは原文の内容を損ねない範囲で現代風に改めている。

◎ 今回、同和問題のように初めて知った名称もあり、いまいちよく知ってなかつたと実感しました。もっとわかりやすく説明や対策、処置方法など冊子などにまとめて配布してもらえたなら、もう少し理解できると思います。

(女性/20歳代/その他)

◎ 「同和問題」、何となく”差別されている地区が長崎にある”という程度にしか理解していません。なぜ差別をされるのか？今は別に理由を知りたいとは思ひません。知ることで、私自身が差別の目で見てしまう気がします。私は今37才です。私の周りの友人達も具体的には内容は知らないと思います。”知らぬが仏”で自分の子供達には伝えなくていいんじゃないでしょうか？自分がもしその場所で生まっていたらショックです。何もしていないのに差別をされるなんて。

(女性/30歳代/医療等の関係者)

◎ 子どもの問題には、TV、新聞のニュース等で心を痛める内容を目になります。できるだけ、家族内で話題にすることを努めています。学校における教育や指導も、とても重要と考えます。同和問題については、良く分かりません。

(女性/40歳代/医療等の関係者)

◎ 障害者や犯罪被害者に対する経済的援助と精神的サポートをお願いします。ネットの掲示板などで他人を中傷する者にはより厳格に対処していただきたいです。口頭で注意するとか、罰金を課すとかしていただきたいです。

(男性/40歳代/その他)

◎ 私には子ども、0才と2才がいますが、少子化と言われつつも子どもを育てやすい環境に変わりつつあるのか疑問です。先日、NHKで他県の育児サポートの紹介があつていきましたが、地域の中高生が、ボランティアで家に来てくれて子どもと遊んでくれる（子どもは、お兄ちゃん、お姉ちゃんと遊べる。中高生は自分が子どもを持つ時に

初めて子どもと接するのではなく、いくらかの経験ができる）といったことや、託児・託老を一貫したシステム（他の世代との交流）等、あるといいなと思える環境づくりをされてる地域がありました。女性が社会に復帰するにも、首都圏に比べ地方は条件が厳しいような気がします。（意識の違いも大きいと思います。）

(女性/20歳代/主婦)

◎ 少年犯罪も含め、犯罪加害者の人権については、よく議論され、報道等あるが、犯罪被害者の人権について特にマスコミ関係を規制するべきだと思う。

(男性/60歳代/企業等の勤め人)

◎ 十人十色の考えがあり、人権に関して関心のある人もいれば無関心な人もいる。家庭、学校、地域で何らかの方法で人権について話し合う気持ちをそれぞれ持ち合う必要性があると思う。又、行政は予算を減らす為の人権問題の啓発をするのではなく、本気で本腰を入れて真剣に取り組むべきと思う。行政はここまでやったのだから、後は県民、市民にまかせるという考え方（自己責任）を捨て、とことん最後まで仕事を全うする義務があると思う。そのことによって、少なからず人権問題に対する疑問が減ってくるのではないか。

(男性/30歳代/医療等の関係者)

◎ 学校教育（特に先生の指導力も大事）に加え、メディアを積極的に利用して人権に対する啓発をしていってほしい。

(女性/40歳代/企業等の勤め人)

◎ 「人権教育啓発センター」の体制等を逐次強化して設問中の必要項目に対する取組み、活動を促進し、県が目ざす人権教育活動の充実を図っていただきたい。

(男性/70歳以上/その他)

◎ 娘がいじめアンケートを親子で答えていた時です。いじめられたら“誰に相談しますか”という間に娘は「誰にもしない。」と答えました。何でもおしゃべりで一日のこ

とを話す娘ですのに…。母、又は両親と答えると思っていた私は驚いて「何故！？」と聞きました。親は心配するし→先生→いじめる子に聞く→もつといじめられる、と思うし、学校側も何もしてくれそうにないので…。しかし、本当にいじめられた時は（いじめられた事はない）、やっぱり自分で解決すると思う、と言うのです。このことは、誰でも思うのでは。よく自殺するニュースを聞いても親は「しらなかつた。」ということが多いように思います。友達にも知られたくないし、特に仲の良かつた子がいじめたりもするので…。では、いのちのＴＥＬのように全然知らない人は！？話してどうするというのです。人権、いじめ、ＤＶも事件になる前に相談する人は勇気と根気がいると思います。小さな出来事のとき、芽をつんでくれるところ、話を親身に聞いてくれるところ、そこに行つたことがばれないこと、行きやすいところ、などなど。ニュース等見てて、思い感じます。うまくまとめられなくてすみません。

（女性/50歳代/経営者・自営業者）

◎ 私が特に関心を持つのは、犯罪被害者の人権問題です。21世紀の今日まで被害者の人権が尊重されないままできているのは、法治国家とは言えない恥すべき現状と認識しています。犯罪者の人権に関しては「プライバシー」とやらを翳して手厚く手厚く保護されている。最近の凶悪事件の起きたたびに、犯罪者の人権を守る必要があるだろうかと疑問を持ちます。一方被害者の人権については法的にも法の外。近頃ようやく被害者的人権問題が取り上げられ始めたということですが、中味は未だ粗雑なものと認識します。次の課題としては女性・子供の人権侵害です。これらは法的規制云々よりむしろモラルの問題だと思います。日本人はいつから野蛮な動物以下のモラルとなつたのでしょうか。研究課題となり得ると思っています。

（女性/60歳代/企業等の勤め人）

◎ 大変難しい問題だと思います。子供達に

教える側の大人の意識が重要だと思いますが学校の先生は頼りない（全てとは言えませんが）、親は自分の子供のしつけすら満足にできない今の世の中の状況で、人権尊重などの意識を持つのはかなり困難なことではないでしょうか。学力ばかりを重んじる教育を改め、“心の豊かさ”を持つ教育を行わないと、人の心はカサカサトゲトゲしていくばかりだと思います。1年後、10年後、30年後の未来が少しでも良くなることを願います。

（女性/40歳代/主婦）

